リフォームで活用できる補助金をご紹介！

リフォーム工事を町内の事業者へ依頼して行う場合

上限 10 万円

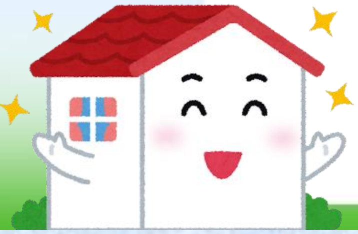

補助金を交付します！
（補助対象工事費の10分の1、
1,000円未満は切り捨て）

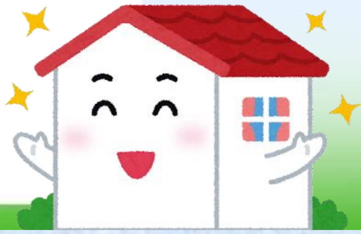

申請資格（以下の全ての要件を満たすこと）

① 町内に住所があり、リフォーム工事を行う個人住宅または併用住宅(※)に自らが居住している既存住宅の所有者であること。（併用住宅については居住部分のみ）
(※)併用住宅・・・建築物に個人住宅のほかに店舗、事務所および賃貸住宅などの部分がある建築物
② 世帯全員が町税などを滞納していないこと。
③ 補助対象工事費（消費税を除く）が20万円以上であること。
④ 過去5年間、ご自身または同じ世帯の方がこの補助金を受けていないこと。
※令和8年度より過去にこの補助金を受けた人でも、5年が経過していれば再度申請できるようになりました！

※工事着工前に必ず申請してください。
※長洲町空家改修費等補助金との併用はできません。
※申請に必要な書類などは ＱＲコードリンク先または裏面をご確認ください。

お気軽にご相談ください！
長洲町役場　まちづくり課　定住促進係
〒８６９－０１９８　熊本県玉名郡長洲町大字長洲２７６６番地
ＴＥＬ：０９６８－７８－３２１９　ＦＡＸ：０９６８－７８－１０９２

申請時に必要な書類

① 長洲町住宅リフォーム補助金交付申請書
② 長洲町町税等滞納状況調査承諾書
③ 町内施工業者との契約書の写しまたは請書の写し
④ リフォーム工事に係る見積書の写し
（補助対象となる工事と対象とならない工事が明確に区分された内訳明細を添付すること。）
⑤ 建物の全景写真および施工予定箇所の現況写真
⑥ 個人住宅または併用住宅の位置図
⑦ リフォーム工事の図面
⑧ その他町長が必要と認める書類

長洲町住宅リフォーム補助対象工事一覧

※下記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

NO.	対象	工事の内容	備　　考
1	補助対象	窓・ガラスの取付・交換による断熱改修	網戸単体の設置は除く
2		外壁、屋根、天井の断熱改修	
3		手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等の改修工事	障害者総合支援法、介護保険法に基づく助成部分は除く
4		風呂、台所、トイレ等の水廻り改修工事	屋外配管部は除く(公共下水道・浄化槽に関する工事は対象外)
5		屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装	下地の破損などによる補強工事も含む
6		部屋の新設・間仕切りの変更	変更内容がわかる図面の添付
7		壁紙、床の張替などの内装工事	床暖房設置含む
8		室内の建具等の交換、ふすま・障子紙の張替	
9		バルコニー、サンルーム、ウッドデッキの設置	基礎工事のない既製品の設置は除く
10		畳の新設又は表替え	
11		住宅の増改築工事(既存住宅の全部解体でないもの)	変更内容がわかるもの
12	補助対象外	高効率給湯機の設置及び高効率給湯機への交換	購入が主であるため対象外
13		室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	
14		家庭用電化製品などの購入(設置・取付)	
15		便座、便器のみの交換	
16		住宅用車庫・物置・下野の設置及び増改築	
17		電話やインターネット等の配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
18		住宅用太陽光発電システムの設置工事	
19		増改築又はリフォームを伴わない解体のみの工事	公共事業の補償対象となる工事は対象外
20		造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
21		その他補助金の交付が適当でないと認められる費用	申請料等

※以下の機械器具、製品費及び設置費は、その金額に関わらず補助の対象にはなりません。
・家電製品
　テレビ、エアコン、冷暖房器具、冷蔵庫、加熱調理機、食洗機洗浄機、電子レンジ、オーブン、炊飯器、照明器具、その他これらの製品に類するもの。
・その他
　発電設備、アンテナ、カーテン（レール）、井戸ポンプ、その他これらの設備、備品に類するもの。また、これらの設備・備品の購入が主な目的であると認められる工事も対象外です。